

平成 29 年度
臨時総会 議案

期日：平成 29 年 9 月 11 日（月）

場所：京葉銀行文化プラザ

ちばプロモーション協議会

～ 目 次 ～

議案第 1 号 平成 29 年度補正予算第 1 号 (案)

P1 ～ P8

議案第 2 号 役員を選任及び任期について

P9

議案第1号

平成29年度補正予算第1号(案)

〔期間：平成29年4月1日から平成30年3月31日まで〕

【 収入の部 】

(単位：千円)

科 目	当初予算額	補正予算額	補正後予算額	説 明
1 負担金	30,580	5,500	36,080	
(1) 県	29,000	5,500	34,500	
(2) 市町村等	1,580		1,580	・市町村 540 ・観光協会・宿泊・観光事業者等 1,040
2 協賛金・広告料	1,000		1,000	
3 前年度繰越金	4,710		4,710	
合 計	36,290	5,500	41,790	

【 支出の部 】

(単位：千円)

科 目	当初予算額	補正予算額	補正後予算額	説 明
1 事業費	29,700	5,500	35,200	
(1) 観光プロモーション	19,200		19,200	<ul style="list-style-type: none"> ・ポスター・パンフレット等 7,500 ポスター (1,650枚) 2,000 旬刊パンフレット (23万部) 4,500 イベントブック (2.2万部) 1,000 ・ラブちばキャンペーン 2,500 ・イベント経費 2,000 ・旅行展出展費 5,000 ・ノベルティ 1,500 ・県産品プレゼント (優待パンフ) 200 ・メディア広告等 500
(2) 力強い観光基盤を築く取組	5,500	5,500	11,000	
① 旅行商品造成に向けた取組				<ul style="list-style-type: none"> ・商談会/メディアミーティング 3,000 ・観光素材集 (1,300部) 500 ・商品造成モデル事業助成 1,500
② サイクルツーリズムの推進				・広域域外サイクルマップの作成 500
③ ロケットツーリズムの推進				・ロケットツーリズム促進事業 5,500
(3) 全県的なおもてなし運動	5,000		5,000	・おもてなし運動 5,000 (バッジ、PRうちわ等)
2 事務費	5,700		5,700	
				<ul style="list-style-type: none"> ・会議室使用料 ・資料作成 ・通信運搬 ・人件費
3 予備費	890		890	
合 計	36,290	5,500	41,790	

ロケツーリズム促進事業について

1 事業の目的

県内で撮影が行われる映画、ドラマ、その他テレビ番組等の上映・放送等による効果を活用し、県内ロケ地に観光客を誘致しようとする市町村のロケツーリズム施策の展開を支援する。

※ロケツーリズムとは：映画・ドラマ・アニメ等のロケ地を観光資源として活用した体験型観光の一つ。

2 事業内容

(1) 市町村ロケツーリズム施策展開促進事業

- ・実施時期：平成29年度内
- ・対象：市町村のフィルムコミッション担当者
- ・内容：市町村による効果的なロケツーリズム施策の展開を促進するため、研修会等を開催する。

(具体例) 先進事例の紹介、旅行会社関係者等を講師とした研修の開催など

(2) 市町村ロケツーリズム施策実施経費支援事業

- ・実施時期：平成29年度内
- ・対象：構成団体に市町村が含まれるロケ支援組織
- ・内容：観光誘客につながるロケツーリズム施策（ソフト事業）実施経費の1/2を助成する。

(具体例) ロケ地マップ・ウェブサイトの作成、権利処理に係る経費など

※1回あたりの上限額：500千円（ただし、作品出演者の写真等の使用権を取得してPRを実施する場合、又は、複数の市町村が連携して広域PRを実施する場合、1,000千円

※ロケツーリズム施策の対象となる作品は、助成対象団体が支援し、映画上映又はテレビ放送された実写作品又はアニメ作品であることを条件とする。

※千葉県フィルムコミッションが支援に協力した作品も対象とする。

（千葉県フィルムコミッションのみが支援した作品は対象外）

※原則として、1作品当たり1回の助成とする。ただし、複数作品を活用したPR実施など、例外あり。

※ロケ支援組織の職員に係る人件費は対象外。

- ・千葉県市町村ロケツーリズム施策実施経費助成金交付要綱：別紙参照

千葉県市町村ロケツーリズム施策実施経費助成金交付要綱

(目的)

第1条 ちばプロモーション協議会会長（以下「会長」という。）は、県内のフィルムコミッション活動を活性化させ、県内の経済活性化及び観光客誘致を図るため、県内で撮影が行われる映画、ドラマ、その他テレビ番組等の上映・放送等による効果を活用し、県内ロケ地に観光客を誘致しようとする市町村のロケツーリズム施策の展開を支援する。

(助成対象団体)

第2条 助成の対象となる団体（以下「助成対象団体」という。）は、県内でロケ支援を行う組織（フィルムコミッション、ロケーションサービス等）とし、次の各号のいずれかが事務局であるものとする。ただし、第1号以外の団体にあつては、市町村が構成団体に含まれなければならない。

- (1) 市町村
- (2) 観光協会、物産協会、観光物産協会
- (3) 商工会、商工会議所
- (4) 特定非営利活動法人
- (5) その他会長が特に認める団体

2 前項の規定にかかわらず、団体の構成員が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、助成対象団体とならない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (2) 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人等にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(対象事業)

第3条 助成の対象となる事業（以下「助成事業」という。）は、観光誘客につながるロケツアーリズム施策のうち、別表第1に掲げるものとする。

(対象経費)

第4条 助成の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、別表第1に掲げる事業に係る経費とし、助成対象団体の職員の人件費を除くものとする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、対象経費の2分の1以内とし、その助成金の限度額は次の各号に定めるところによる。（1、000円未満の端数は切り捨てる。）

(1) 作品出演者の写真等の使用権を取得してPRを実施する場合

1作品当たりの上限額 1,000千円

(2) 複数の市町村が連携して広域PRを実施する場合

1作品当たりの上限額 1,000千円

(3) その他のPRを実施する場合 1作品当たりの上限額 500千円

(対象作品)

第6条 助成金の交付対象となる作品（以下「対象作品」という。）は、助成対象団体が支援し、映画上映又はテレビ放送された実写作品又はアニメ作品（上映・放送が確実に見込まれる作品も含む。）とし、千葉県フィルムコミッションと共同でロケ支援を行った作品も対象とする。

(交付の申請)

第7条 助成対象者が助成金の交付を申請しようとするときは、助成事業を開始する10日前までに、千葉県市町村ロケツーリズム施策実施経費助成金交付申請書（第1号様式）を会長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第8条 前条の申請を受理した場合、会長は、助成金交付の可否を決定し、助成金交付決定通知書により申請者に通知することとする。

(交付の条件)

第9条 助成金の交付条件は、次の各号のとおりとする。

- (1) 助成事業の内容の重要な部分に関する変更をする場合は、会長の承認を受けること。
- (2) 助成金交付決定通知書に記載された交付額を増額又は20パーセントを超えて減額する必要がある場合は、会長の承認を受けること。
- (3) 助成事業を中止し、又は廃止する場合は、会長の承認を受けること。
- (4) その他会長が必要と認める条件

(承認の手続)

第10条 助成金交付決定通知を受けた交付申請者（以下「交付決定者」という。）は、前条各号の規定により承認を受けようとするときは、すみやかに千葉県市町村ロケツーリズム施策実施経費助成事業変更（中止・廃止）承認申請書（第2号様式）を会長に提出しなければならない。

(状況報告)

第11条 会長は、必要があると認めるときは、助成事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(実績報告)

第12条 交付決定者は、助成事業が完了したとき（助成事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して30日を経過した日又は助成事業を開始した日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までに、千葉県市町村ロケツーリズム施策実施経費助成事業実績報告書（第3号様式）を会長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第13条 会長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときには、審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る助成事業の実施結果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金確定通知書により交付決定者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第14条 助成金は、前条の規定により交付すべき助成金の額を確定した後に支払うものとする。

2 助成金確定通知を受けた交付決定者は、助成金の交付請求をしようとするときは、千葉県市町村ロケツーリズム施策実施経費助成金交付請求書（第4号様式）を会長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第15条 会長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- (1) 助成金の交付申請、実績報告等について、不正の事実があった場合
- (2) 対象作品が第6条に規定する作品に該当しないこととなった場合
- (3) その他この要綱の規定に違反した場合

2 会長は、前項の取消しをした場合において、すでに当該取消しに係る部分に対する助成金が交付されているときは、期限を定めて、当該助成金の返還を命ずるものとする。

附則 この要綱は、平成29年 月 日から施行する。

別表第1（第3条関係）

対象事業	内 容	備考
ウェブサイト等の作成	<p>ロケ地の魅力を紹介するウェブサイト（フィルムコミッションHP等）や、SNS（ツイッター・フェイスブック・インスタグラム等）の作成 ※運営費は含まない。</p>	<p>1団体当たり1回の助成とする。 （紹介される作品が他の対象事業と重なっていても申請が可能とする。）</p>
ロケ地マップの作成	<p>ロケ地の魅力紹介や現地でのロケ地巡りに有効なロケ地マップ（紙版・ウェブ版。外国語版も含む。）の作成</p>	<p>原則、1作品当たり1回の助成とする。 （例外として、複数作品を活用したPRを実施する場合、一度申請した作品が含まれていても申請が可能とする。）</p>
モニターツアーの実施	<p>ロケ地を巡るモニターツアーの企画・実施</p>	<p>同上</p>
旅行商品化の促進	<p>旅行商品化に向けた調査・企画・調整・広報宣伝等の実施</p>	<p>同上</p>
権利処理	<p>作品出演者の写った作中写真・広報動画等の使用権取得 ※打ち合わせ時の交通費等、権利処理に伴う雑費は含まない。</p>	<p>同上</p>
セミナー・シンポジウム等の実施	<p>フィルムコミッション活動のPR・ロケ地の魅力紹介等を目的としたセミナー・シンポジウムの実施</p>	<p>同上</p>
その他	<p>会長が適当であると判断した事業</p>	<p>同上</p>

別紙名簿のとおり役員を選任し、任期を平成29年9月11日から平成32年度総会までとしたい。

参考

ちばプロモーション協議会 規約

「規約第8条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。」